

総合評価方式（建設工事）の社会貢献度における 不当要求防止責任者講習の受講実績の評価項目の追加について 【令和5年6月より適用】

令和4年8月15日

1 社会貢献度の評価における評価項目の追加

総合評価方式（建設工事）において、公共工事等からの反社会的勢力排除や不当要求防止への取組は社会的責務とされており、企業として不当要求に対して適切に対処できる体制を整えることは、反社会的勢力の活動による被害を予防し、市民生活の安全と安心を確保することになり、社会に対する貢献に繋がることから、「不当要求防止責任者講習の受講」を行った企業を評価します。

2 社会貢献度の評価項目について

入札参加者が下記8項目のうち、最大5項目を選択し、5項目評価できる場合に満点とします。評価項目は以下のとおりです。

評価項目		評価基準
社会貢献度	① 次世代育成支援活動実績 ② 男女共同参画活動実績 ③ 障がい者雇用実績 ④ 環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、M-EMS） ⑤ 人権に関する取組実績 ⑥ 「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Web ページへの登録 ⑦ 現場見学会等の開催実績 ⑧ 不当要求防止責任者講習の受講実績	左欄の①～⑧のうち最大5項目を選択

※評価基準の詳細については令和5年度に提示します。

4 適用日

令和5年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696

【不当要求防止責任者講習の受講に関する問合せ先】

三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策係

TEL：059-222-0110